

安全係数 2.4 の特定設備に関する基準に係るパブリックコメント  
及びテクニカルレビュー実施結果

第 22 回圧力容器規格委員会における決議に基づき、安全係数 2.4 の特定設備に関する基準 (KHKS0224) に係るパブリックコメント及びテクニカルレビューを実施しましたので、結果を以下に示す通り報告します。

(1) パブリックコメント実施結果

- 1) 期 間 平成 25 年 9 月 2 日～10 月 2 日
- 2) コメント 2 件 (コメント及びその対応については、別添を参照ください。)

(2) テクニカルレビュー実施結果

- 1) 期 間 平成 25 年 9 月 2 日～10 月 2 日
- 2) コメント 特になし (2 名の委員より、特にコメントなしとの回答あり。)

以上

## パブリックコメント内容及び対応

No.	発信者	項	内容	対応
1	日本アキュムレータ(株)  望月氏	3.1.1 b) 使用材料	<p>附属書 B (特定材料) に SA-372 を追加して頂きたい。</p> <p>理由： ASME SA-372 材料は、一体型鍛造製圧力容器に使用されている最も代表的な材料です。特定設備検査規則の例示基準別添 1 及び別添 7 の基になっている ASME Sec.VIII Div.1 Part UF に記述されている材料であり、また、今回の安全係数 2.4 の特定設備に関する基準 (案) の基になる ASME Sec.VIII Div.2 においても使用できる材料で、許容応力は Table 5A に記述されています。</p>	<p>→原案のままとします。</p> <p>理由： 本基準に規定の材料は、例示基準別添 7 に規定の材料を原則としています。 また、本基準は、一体型鍛造製圧力容器を考慮しておりません。</p>
2	日鉄住金機工(株)  木之下氏	1.1 適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、普及が期待される高圧の特定設備としては、70MPa 級水素ステーション用の蓄圧器が挙げられると思いますが、その際想定されている設計圧力は 90～100MPa 程度となっております。</li> <li>本基準の適用範囲では、設計圧力が 70MPa 以下となっておりますが、70MPa 級水素ステーション用の蓄圧器での利用は意図されていないのでしょうか？</li> </ul>	<p>→原案のままとします。</p> <p>理由： 設計圧力が 70MPa を超える圧力容器には、ASME Section VIII Div.3 又は KHKS0220 を適用すべきと考え、圧力を 70MPa で制限しています。 70MPa 級水素ステーション用の蓄圧器に関しては、材料の水素脆化の問題も含め、別途技術文書の作成を行っております。</p>

<書面投票～制定までの流れ>

